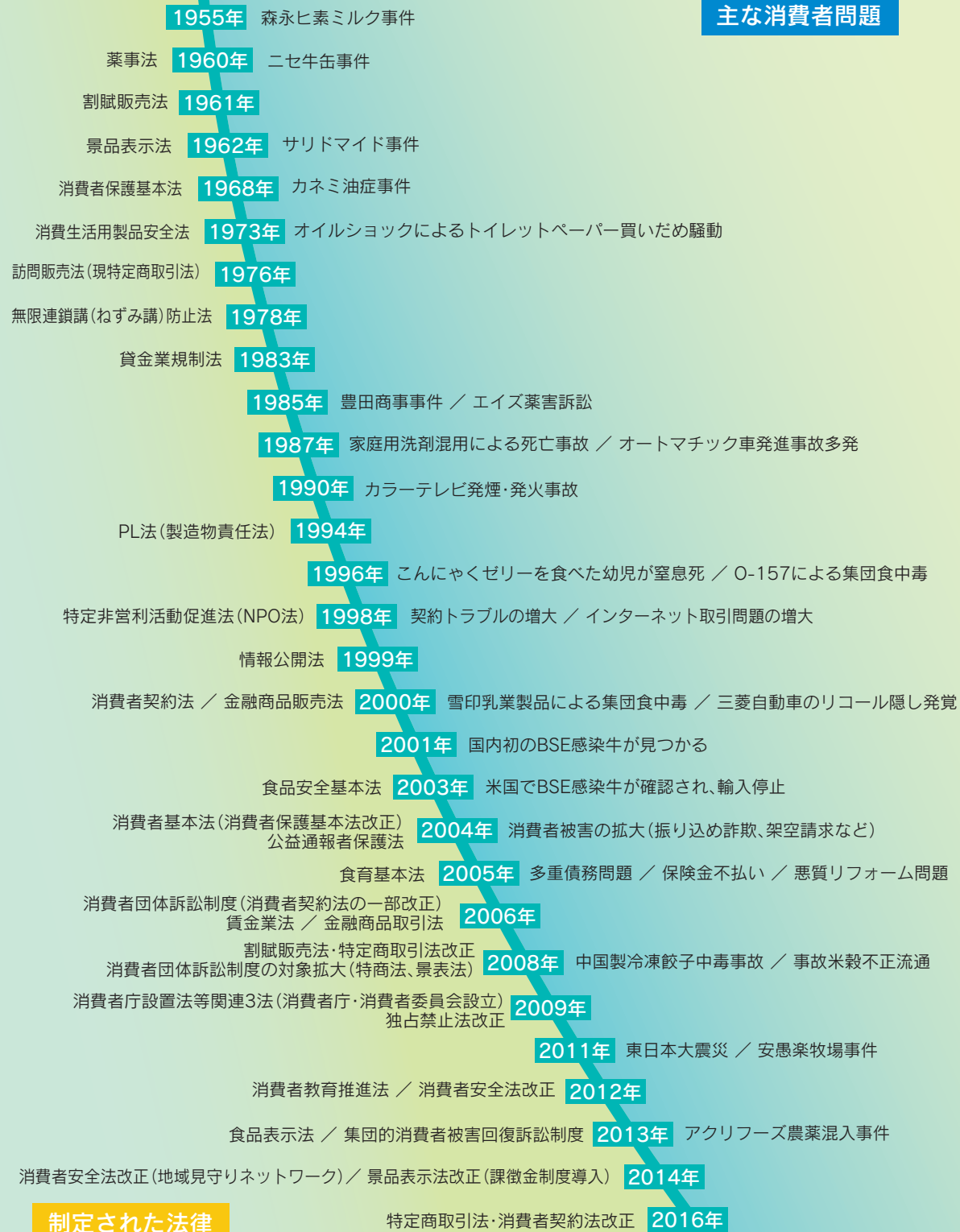


消費者問題の歴史と全国消団連のあゆみ

主な消費者問題と制定された法律



主な消費者問題



1956年～

「全国消団連の結成」

1956年、消費者団体・労働団体・生協などの11団体により、「全国消費者団体連絡会(略称:全国消団連)」が結成されました。1957年の「消費者宣言」において、「私たち消費者大衆こそ主権者」であることを宣言しました。

当時は公共料金や新聞代・米値上げへの反対など、物価問題が取り組みの中心でした。

1990年代～

「政策提言型運動への転換」

消費者問題が複雑化・高度化する中、従来のキャンペーン型運動から、政策提言型運動への転換として、PL法・消費者契約法などの消費者関連法制定への取り組みを進めました。

また、1997年に、地方消費者団体を会員団体に迎え、運営規則を「消費者の権利の確立とくらしを守り向上をめざす」と変更するなどの運営改革を行いました。



2000年代前半～

「21世紀型消費者政策」と「消費者運動ビジョン」

2002年に内閣府・国民生活審議会ですタートした「21世紀型消費者政策」検討に積極的に参画し、消費者保護基本法改正(消費者基本法制定)・公益通報者保護制度・消費者団体訴訟制度が実現しました。

また、2003年にはこうした社会環境の変化をふまえ、消費者運動のめざすもの、消費者団体として今後取り組みを強化すべき課題、消費者団体の組織強化のための課題などを「消費者運動ビジョン」としてまとめました。

2000年代後半～

「消費者庁・消費者委員会設立」と「新・消費者運動ビジョン」

政府の「消費者行政一元化」の動きに呼応して政策提言を重ね、2009年に消費者庁・消費者委員会が設立されるに至りました。

また、「消費者主役の社会への転換」の流れの中で、消費者団体の活動への社会的期待が高まったことなどを背景に、中央と地方における消費者団体・消費者運動の活性化に向けての論議を約1年間かけて行い、「新・消費者運動ビジョン」を2011年に策定しました。

※2013年に一般社団法人に移行しました。

制定された法律